

品質確保促進ガイドラインの公表と入札契約に関する最近の話題について

国土交通省大臣官房技術調査課

1. はじめに

公共工事の品質確保に関しては、昨年5月号での「公共工事品質確保法」の特集、10月号での「品質確保法基本方針について」とタイムリーな話題提供に努めて参りました。また、11月号では、国土技術政策総合研究所から「公共工事における総合評価活用検討委員会」の成果である「公共工事における総合評価方式活用ガイドラインの策定について」をご紹介しました。

当号では、公共工事の品質確保における具体的取り組み方法を取りまとめ、昨年9月30日に公表した「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」の概要と、「入札談合の再発防止対策」に関連して10月7日に通達した一般競争方式の拡大などについて紹介します。

2. 品質確保促進ガイドラインの概要

(1) 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。なお、港湾空港関係については、10月27日付で各地方整備局に対して通知）に

ついて、法および基本方針に基づき品質確保を図っていく上で実施すべき事項や留意事項などをとりまとめたものです。評価項目の設定等については、一般的な例を記載しており、個々の工事における評価項目の設定等にあたっては、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に実施することとしています。また、基本方針第2の5「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」、同第2の7「調査・設計の品質確保に関する事項」については、改訂を行う際に追加することとしています。なお、法第13条の「技術提案の改善」や同14条の「高度な技術提案等を含む技術提案等を求めた場合の予定価格」等については、実際の入札契約での実施状況を踏まえ、適宜改訂を図っていきます。

(2) ガイドラインのポイント

① 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

ガイドラインでは、特に小規模な工事等必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において、総合評価方式を適用することを基本としています。なお、適用にあたっては、当該工事の難易度や工事規模に応じて、高度技術提案型、標準型、簡易型（新規導入）のうちいずれかの方式を選択することとしました。

② 技術的能力の審査の実施

個別工事に際しての技術審査では、同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めないこととしています。

③ 技術提案の審査・評価の実施

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とします。なお、総合評価方式における評価値の算出方法は「除算方式」とし、標準点は100点、技術提案に係る加算点の上限は、高度技術提案型および標準型については10点から50点（従前は10点）、簡易型については10点から30点までの範囲としました（別途、通達にて周知しています）。

高度技術提案型および標準型の技術提案は、具体的な施工計画、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関する事項を、簡易型の技術提案は、簡易な施工計画を基本とします。簡易型の得点配分は、施工計画を主として評価するとともに、その他、地理的条件や災害協定等による地域貢献の実績等を適宜評価します。

なお、高度技術提案型において、提案を踏まえて予定価格を作成する場合は、各提案の部分的な内容の組み合わせにより作成することなく、優れた提案の全体を採用して予定価格を作成することとします。

④ 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式の実施方針および複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき、および必要に応じて個々の個別工事において、学識経験者の意見を聴取することとします。入札の評価に関する基準および落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等で明示します。また、総合評価方式における入札者の提示した性能等の評価および落札結果等については、記録し契約後早期に公表することとします。

⑤ 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

財団法人日本建設情報総合センターおよび財団

法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム等を活用します。

⑥ 国土交通省による発注者の支援

国土交通省では、各入札・契約過程における発注関係事務を適切に実施することが困難である発注者からの要請に応じ、支援策として以下の事項について協力を行うことを考えております。

発注準備については、設計図書の作成に関する事項、数量・積算に関する事項など。入札・契約については、技術審査（審査基準、審査方法）に関する事項、総合評価方法（評価項目、評価基準等）に関する事項など。監督・検査に関する事項及び工事成績評定に関する事項。その他、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する事項や講習会・研修に関する事項など。

基本方針第2の9では、「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」とされているところであり、国土交通省でも地方公共団体、他省庁等との、より一層緊密な協力体制の下、情報交換を行うなど連携を図り各種施策の実施を推進して参ります。

3. 「入札談合の再発防止対策」に関連した取り組み

国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、鋼橋上部工事の発注に係る入札・契約の実態の調査把握とこれまでに講じてきた不正行為防止策の効果の検証を行った上で、7月29日に「入札談合の再発防止策」をとりまとめました。このうち、一般競争方式の拡大などの競争性向上や、総合評価方式の拡大と充実について、10月7日に地方整備局へ通達しました。

(1) 競争性の向上

一般競争入札方式は、競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式です。こ

の方式は、①手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、②手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いことがメリットとされています。しかしながら、無制限の一般競争方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがあります。このため、国土交通省直轄工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととし、これまで、WTOの基準額である予定価格7.3億円以上の工事を対象に実施をしてきました。

今回の再発防止対策では、速やかに予定価格3億円以上の工事まで、平成18年度中には予定価格2億円以上の工事までその対象を拡大することとし、それ以下の予定価格の工事であっても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、一般競争入札方式を積極的に試行することとしました。なお、実施にあたっては、工事成績など競争参加に必要な条件を詳細に設定することにしております。

また、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす

者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」によることを原則とし、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図っています。

(2) 総合評価方式の拡大と拡充

再発防止対策では、平成17年度の総合評価方式を適用する工事を金額ベースで4割を目標に進めているところですが、平成18年度には5割超まで拡大すること、設計と工事をあわせて発注し、構造物の本体に対する技術提案を可能とすること等により、技術提案の範囲の拡大、評価項目の増加、技術評価割合の拡大等を図ること、高度な内容の技術提案の評価を行う場合等必要に応じ、外部の有識者を加えた総合評価審査委員会（仮称）による審査を実施することとしました。このうち、総合評価の審査に関する委員会は、関東・四国地方整備局等ですでに開催しております。また、こうした取り組みを推進するため、簡易型総合評価方式の実施について10月7日に通達を行いました。

4. おわりに

公共工事の品質確保は、市町村を含めたすべての発注者が自ら主体的に公共工事の品質確保に適切に取り組むことが肝要です。

国土交通省でも、法の施行以降、地方公共団体や業界団体向けの説明会・講習会の実施や、意見交換会などによる情報交換、さらには、インターネットを活用した市町村からの相談受付など、発注者間の連携を強化するため、各地方整備局や北海道開発局を通じてさまざまな対応を図っております。

平成18年においても、価格と品質が総合的に優れた公共調達の実施を目指すとともに、技術と経営を磨きより良い仕事をしたことが次の仕事に繋がる「良い循環」を造るため、関係各位との協力の下、公共工事の品質確保に関する取り組みを進めて参ります。

